

大阪広域水道企業団工業用水道事業供給条例の一部を改正
する条例のあらまし

- 1 工業用水道の料金等の単価を改定します。
 - ・基本料金単価を、1立方メートルにつき、現行の39.1円から32.4円に6.7円値下げします。
 - ・超過料金単価を、1立方メートルにつき、現行の89.4円から85.6円に3.8円値下げします。
 - ・使用料金単価を、1立方メートルにつき、現行の5.6円から10.4円に4.8円値上げします。
 - ・保証金単価を、1立方メートルにつき、現行の44.7円から42.8円に1.9円値下げします。
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行します。